書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第４５３号
熊本県菊池郡大津町大字瀬田1003番地
破産者　西本　和代
異議申述期間　平成22年８月13日まで
平成22年６月21日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第６８７号
熊本市東子飼町８番52―802号
破産者　上妻　和喜
異議申述期間　平成22年８月13日まで
平成22年６月23日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６６号
熊本県人吉市下青井町94番地８
破産者　山口　梅子（旧姓西）
異議申述期間　平成22年８月13日まで
平成22年６月23日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第５３４号
熊本市花園３丁目５番36号、申立時の住所熊本市新屋敷１丁目14番40―803号
破産者　大石　國雄
異議申述期間　平成22年８月16日まで
平成22年６月23日
熊本地方裁判所民事第１部

債権調査の特別期日

平成１５年（フ）第４２９号
鳥取市叶430番地２
破産者　藤原建設株式会社
特別期日　平成22年８月30日午後１時30分
平成22年６月18日　　鳥取地方裁判所民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第６５号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13492―25　財津アパート２―２、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代3236番地13
破産者　坂本　松治
免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
平成22年６月23日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１３号
福岡市博多区住吉４丁目３番２号
清算株式会社　ピー・エム・トラスト株式会社
１　決定年月日　平成22年６月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第３号
仙台市宮城野区日の出町２丁目４番８号
再生債務者　伸和興業株式会社
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月16日から平成22年８月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再）第１号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目３番９号
再生債務者　株式会社谷﨑建具
代表者代表取締役　谷﨑　廣満
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月20日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月17日から平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１号
福島県喜多方市字花園59番地
再生債務者　新会津開発株式会社
１　決議に付する計画案　平成22年５月７日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年８月４日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年７月28日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年７月28日
平成22年６月21日
福島地方裁判所会津若松支部

平成２１年（再）第２号
富山市婦中町青島34番地
再生債務者　株式会社生産技術
１　決議に付する再生計画案　平成22年４月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　投票期間　平成22年７月23日まで及び平成22年７月30日午前11時債権者集会期日
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年７月30日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　議決権不統一行使の通知期限　平成22年７月16日
平成22年６月21日　　富山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第９号
北海道恵庭市美咲野６丁目２番５号
再生債務者　北嶋　成久
１　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月13日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月27日から平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第１０号
北海道虻田郡倶知安町南６条東１丁目２番地３コーポ田中101号室
再生債務者　上野　　諒
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月13日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月27日から平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（再イ）第４８号
秋田県秋田市寺内三千刈332―１　メルベーエ清水101号室
再生債務者　佐々木克寿
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月13日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月27日から平成22年８月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第１６号
静岡県島田市船木2351番地の43
再生債務者　杉浦　正人
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月13日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月22日から平成22年８月３日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第４２号
静岡市清水区神田町２番28号　エンゼルハイム桜橋403
再生債務者　内田　幸一
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月13日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月22日から平成22年８月３日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第１４８号
名古屋市千種区光が丘１丁目４番１号　カルティア光ヶ丘1101号
再生債務者　藤田　和也
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月13日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月20日から平成22年７月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第１６７号
名古屋市名東区植園町２丁目１番地　アーバンラフレ虹ケ丘南６号棟602号
再生債務者　服部　浩史
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月13日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月20日から平成22年７月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部